

平成十五年六月十三日受領  
答弁第八一號

内閣衆質一五六第八一號

平成十五年六月十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員金田誠一君提出高濃度アルコール含有燃料に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員金田誠一君提出高濃度アルコール含有燃料に関する質問に対する答弁書

一について

揮発油にアルコールを大量に混合した高濃度アルコール含有燃料の使用中に発生した車両の火災事故に関するお尋ねの事項については、国土交通省が自動車製造業者を対象として行った調査により把握しているところでは、別表第一のとおりである。

なお、今国会で成立した揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第五十号）は、高濃度アルコール含有燃料使用中の車両の火災事故の発生のみを理由として立案したのではなく、経済産業省及び国土交通省において、学識経験者等からなる高濃度アルコール含有燃料に関する安全性等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、火災事故以外のものも含む高濃度アルコール含有燃料使用中の車両の事故の原因について検討した結果、高濃度アルコール含有燃料はガソリン自動車の燃料系統部品の材料として一般に使用されているアルミニウム、ゴム及び樹脂を腐食し、又は劣化させることが明らかになったことなども踏まえて立案したものである。

二について

我が国の自動車製造業者等において、高濃度アルコール含有燃料の使用を前提とする自動車又は自動車部品を製造する具体的な予定があるとは聞いておらず、政府としても、お尋ねの「措置」及び「費用」について検討を行う予定はない。

### 三について

アルコールを混合した揮発油の使用を設計及び製造の前提としない自動車において、揮発油へのアルコールの混合率がどの程度までであれば、これを使用しても安全上の問題を生じないかについては、現在、総合資源エネルギー調査会石油分科会石油部会燃料政策小委員会規格検討ワーキンググループにおいて検討を進めているところであり、現在までのところ、おおむね数パーセント程度の混合率であれば安全上問題がないとの結論が得られている。今後、同ワーキンググループにおいて最終的な結論が得られれば、これを踏まえて、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第十三条の規定に基づき、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）第十条の規定を改正し、アルコールの混合率に係る揮発油の規格を定めることとしている。

### 四について

我が国で流通している高濃度アルコール含有燃料に関するお尋ねの事項については、調査委員会における調査への協力を承諾した高濃度アルコール燃料事業者から聴取した結果等により把握しているところでは、別表第二のとおりである。

## 別表第一

年月日（注一）	発生地	車両の状況	車種（通称名）	型式	年式（初度登録年月）	高濃度アルコール含有燃料の状況	事故発生時の使用燃料	アルコールの含有率（注二）
平成十三年 六月二十四日	長野県		Odyssey	EIRAS5	平成九年十二月		IXION (イクシオン)	四十三・二%
平成十三年 六月二十八日	長野県		Odyssey	EIRAS5	平成九年十月		IXION (イクシオン)	二十六・〇%
平成十三年 七月五日	神奈川県		Odyssey	EIRAS5	平成十年十月		GAIAX (ガイアックス)	十三・二%
平成十三年 七月五日	群馬県		Odyssey	EIRAS5	平成十年三月		GAIAX (ガイアックス)	三十・三%

火災事故の状況	運転者の状況		
	運転歴	性別	年齢
エンジン停止して約十五分後に走行を再開したところ、その約五分後にエンジンルームの左側から白煙が出て、火災が発生した。	不明	男性	四十歳
異臭を感じ、車両をディーラーに持ち込むため走行を開始したところ、約五百メートル走行した後、エンジンルームから白煙が出て、火災が発生した。	不明	女性	三十歳代
アイドリング時に不調を感じ、その後、駐車場で移動中に火災が発生した。	不明	男性	四十三歳
信号待ちで停車中、エンジンルームの右側に火災が発生した。	不明	男性	三十八歳

火災事故発生のメカニズム	検証した機関
アルミ製部品の腐食により燃料が漏れ、これに引火したものと推定される。	名称 本田技研工業株式会社 所在地 東京都港区南青山二―一―一 業種 自動車製造業
同上	同上
同上	同上
同上	同上

(注一) 事故の詳細や発生時刻は不明である。

(注二) 事故が発生した車両の燃料タンクから採取した試料を分析した結果得られた値である。

別表第二

品名	販売会社名	小売価格（一リッター当たり）（注一）	販売店舗数（注二）	年間売上量及び売上高	アルコールの含有率（注三）	アルコール等非炭化水素の含有率
G A I A X （ガイアックス）	ガイアエナ ジー株式会社	七十七〇	二百一	不明		四十一・六〇 六十一・一〇%
I X I O N （イクシオン）	株式会社イー ・スリー	八十二〇	九	不明		四十八・〇〇 五十四・九〇%
E P I O N （エピオン）	ガイアックス 株式会社	八十二〇	二十五	不明		四十四・四〇 五十一・二〇%
ジンガー	有限会社ガイ アフォーース	八十三円〇	十五	不明		四十六・三〇 五十三・五〇%
ゴールドライズ	株式会社ライズ	七十八〇	五	不明		五十・六〇 五十二・〇〇%



	うち、アルコールの含有率	二十七・二％	三十・八％	三十一・二％	三十三・三％	三十二・三％
	アルコールの原料（注四）	天然ガス	不明	不明	不明	不明
	アルコールの生産地（注四）	アメリカ合衆国、ロシア	不明	不明	不明	不明
	高濃度アルコール含有燃料の生産地（注四）	韓国	韓国	不明	不明	不明

（注一）平成十四年一月から同年三月までに経済産業省において調査をした結果得られたものである。

（注二）平成十四年四月に経済産業省において調査をした結果得られたものである。

（注三）平成十四年一月から同年三月までに経済産業省においてサンプルを採取し、分析をした結果得られたものである。

（注四）平成十三年十二月に高濃度アルコール燃料事業者から聴取したものである。